

発注者支援業務積算基準の運用基準

(令和8年4月1日以降に契約締結する業務に適用)

1. 運用基準について

発注者支援業務積算基準の運用基準は、「積算技術業務積算基準」、「技術審査業務積算基準」、「工事監督支援業務積算基準」及び「調査設計資料作成業務積算基準」について、積算計上の考え方等を示した運用を定めたものである。

なお、当該運用は契約方式を一般競争（総合評価落札方式）とする場合を対象とし、それ以外の契約方式による場合は別途考慮するものとする。

2. 業務委託料の積算（発注者支援業務）

「積算技術業務積算基準」、「技術審査業務積算基準」及び「工事監督支援業務積算基準」の 3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定 イ 直接原価（イ）直接人件費、及び（ロ）直接経費は各種業務において以下のとおりとする。

2-1 積算技術業務

1) 標準歩掛

積算技術業務における積算基準は、「積算技術業務積算基準」のとおりとする。

2) 各構成費目の算定

①直接人件費

直接人件費の算出のための歩掛は「別紙-1 積算技術業務（各種歩掛）」による。

なお、現地調査については、当初設計書作成時を対象として標準歩掛を用いる。

②事務用品費

事務用品費は「その他原価」に含まれている為、別途計上しない。

③旅費交通費

旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。

なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。

ア．打合せにかかる旅費交通費については、業務全体の打合せ及び対象工事毎の打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について（H24.12.25 付国関整技管第163号）」により計上すること。

イ．現地調査にかかる旅費交通費については、現地調査1回毎に以下の通り計上すること。

1) 使用する業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン(1.5L)とする。

2) 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

3) 業務用自動車は、現場内移動（現地調査）のために1日・台当たり2時間計上するものとする。

④電算機使用経費

電算機使用料については、原則として別途計上しない。

3) 打合せ

打合せ回数は特記仕様書による。

積算対象工事毎の打合せの積算は、積算基準の「工事毎の打合せ」に基づき、1回あたりの歩掛を計上する。

4) 総価入札単価合意方式

単価を合意する場合は、下記の式により合意単価を算定すること。

$$\text{単価} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費}) \times 1.10$$

※注：税抜き価格は、千円未満を切り捨てる。なお、端数の切り捨ては単価毎に一般管理費等にて行うこととし、全体の契約額に関する調整は任意の工事区分における単価の一般管理費等にて行うこととする。

変更契約における追加項目の落札補正については、当初契約時における落札率を用いるものとする。（第2回変更契約以降についても当初契約時の落札率を用いるものとする。）

2-2 技術審査業務

1) 標準步掛

技術審査業務における積算基準は、「技術審査業務積算基準」のとおりとする。

2) 各構成費目の算定

①直接人件費

現地調査は原則行わないものとする。

②電算機使用経費

在庁により業務を行う場合のパソコン、プリンタ等については、「別紙－２ パソコン及びプリンタ使用料」により計上するものとする。

③旅費交通費

旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。

なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。

ア. 打合せにかかる旅費交通費については、業務全体の打合せ及び対象工事毎の打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について（H24.12.25 付国関整技管第163号）」により計上すること。

3) 打合せ

打合せ回数は、特記仕様書による。

審査対象工事毎の打合せの積算は、積算基準の「審査対象工事毎の打合せ」に基づき、1回あたりの歩掛を計上する。

4) 総価入札単価合意方式

単価を合意する場合は、下記の式により合意単価を算定すること。

$$\text{単価} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費}) \times 1.10$$

※注：税抜き価格は、百円未満を切り捨てる。なお、端数の切り捨ては単価毎に一般管理費等にて行うこととし、全体の契約額に関する調整は任意の単価の一般管理費等にて行うこととする。

変更契約における追加項目の落札補正については、当初契約時における落札率を用いるものとする。（第2回変更契約以降においても当初契約時の落札率を用いるものとする。）

5) 公募型指名競争入札方式（試行）、フレームワークモデル工事（試行）への対応

＜適用：令和5年9月8日通知以降＞

令和5年9月8日付通知「公募型指名競争入札方式（試行）について」及び「フレームワークモデル工事（試行）について」に伴い、積算にあたっては下記のとおりとする。

- | | | |
|-------------|--------------|--------------------------|
| ・ 公告や説明書の作成 | ・ ・ 歩掛 | 施工能力評価型「入札公告、入札説明書の作成」 |
| ・ 総合評価 | ・ ・ ・ ・ ・ 歩掛 | 施工能力評価型「企業の施工実績等評価」 |
| ・ 指名業者の選定 | ・ ・ ・ ・ 歩掛 | 施工能力評価型「企業同種実績等の確認・整理」 |
| | 歩掛 | 施工能力評価型「一般競争参加資格等の確認・整理」 |

2－3 工事監督支援業務

1) 標準歩掛

工事監督支援業務における積算基準は、「工事監督支援業務積算基準」のとおりとする。

2) 各構成費目の算定

①電算機使用経費

在庁により業務を行う場合のパソコン、プリンタ等については、直接人件費に対し率を乗じた額を計上するものとする。

②旅費交通費

旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。

なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。

ア．打合せにかかる旅費交通費については、打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について（H24.12.25 付国関整技管第163号）」により計上すること。

イ．業務用自動車は、現場内移動（報告、調整、連絡業務を含む。）のために1日・台当たり2時間を計上するものとする。

3) 打合せ

打合せ回数は、特記仕様書による。

定例打合せの積算は、発注者支援業務積算基準に基づき、1月当たり2回を標準とし、業務場所（各出張所、監督官詰所等）毎に、管理技術者を1.2人／月計上するものとする。

3. 業務委託料の積算（調査設計資料作成業務）

「調査設計資料作成業務積算基準」の第1章 3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定1）直接人件費、及び2）直接経費は以下のとおりとする。

3-1 調査設計資料作成業務

1) 標準歩掛

調査設計資料作成業務における積算基準は、「調査設計資料作成業務積算基準」のとおりとする。

2) 各構成費目の算定

①電算機使用経費

在庁により業務を行う場合のパソコン、プリンタ等については、「別紙-2 パソコン及びプリンタ使用料」により計上するものとする。

②旅費交通費

打合せにかかる旅費交通費については、打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について（H24.12.25 付国関整技管第163号）」により計上すること。

③業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

業務内容として現地調査等を実施する場合は、「調査設計資料作成業務積算基準」のとおり計上する。

3) 打合せ

打合せ回数は、特記仕様書による。

打合せの積算は、調査設計資料作成業務積算基準に基づき、1月当たり2回を標準とし、業務場所（各出張所、監督官詰所等）毎に、管理技術者を1.2人/月計上するものとする。

4. 業務価格

業務価格は10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費で行う。

No	事業区分 (Lv0)	工事区分 (Lv1)	当初設計								変更設計											
			簡易A区分(工事種別が4種以下の工事)				標準B区分(工事種別が5種以上の工事)				簡易A区分(工事種別が4種以下の工事)				標準B区分(工事種別が5種以上の工事)				数量精査			
			技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員
1	河川改修	築堤・護岸	3.700	0.800	26.400	3.800	7.900	0.800	39.000	5.400	2.900	0.500	15.500	3.200	4.500	0.000	24.800	2.800	2.000	0.300	10.000	1.500
2		浚渫(河川)	－	－	－	－	4.100	0.700	22.200	3.300	－	－	－	－	2.400	0.300	12.000	1.800	1.100	0.000	7.000	0.800
3		樋門・樋管	4.900	0.700	29.000	4.300	7.900	0.900	42.100	5.900	3.600	0.000	20.200	2.200	5.500	0.000	29.300	3.300	2.100	0.300	10.500	1.600
4		水門	5.700	0.600	32.100	4.600	11.100	0.900	63.100	7.100	3.900	0.000	21.500	2.300	8.400	1.800	38.800	6.600	3.600	0.300	18.000	2.700
5		堰	7.400	0.000	39.000	3.800	11.600	0.900	65.100	7.100	4.200	0.000	23.200	2.700	7.300	0.400	41.600	5.900	3.700	0.300	18.500	2.800
6		排水機場	4.600	0.000	24.000	2.100	6.000	0.900	33.100	4.400	2.900	0.300	14.500	2.200	3.600	0.000	20.100	2.200	1.400	0.000	8.600	1.000
7		床止め・床固め	4.500	0.000	23.600	2.000	5.400	0.700	28.100	3.900	2.600	0.300	13.000	2.000	3.800	0.000	20.900	2.300	1.400	0.000	8.700	1.000
8	河川維持・修繕	河川維持	3.400	0.700	18.000	3.100	5.700	0.900	30.600	4.300	2.200	0.600	9.900	2.100	3.300	0.000	17.400	2.000	1.600	0.300	8.000	1.200
9		河川修繕	3.400	0.700	18.000	2.800	6.600	0.000	34.000	3.200	2.400	0.000	13.300	1.600	3.400	0.300	17.000	2.600	1.500	0.400	7.800	1.100
10	海岸整備	堤防・護岸	3.500	0.500	19.500	3.000	5.500	0.900	30.600	5.000	2.400	0.500	11.800	3.100	3.400	0.700	17.500	4.100	1.800	0.300	9.000	1.400
11		突堤・人工岬	3.400	0.800	18.300	3.000	5.100	0.500	27.500	4.200	2.200	0.300	11.000	1.700	3.300	0.300	16.500	2.500	1.300	0.500	6.800	0.900
12		海域堤防	－	－	－	－	3.300	1.100	18.300	4.000	－	－	－	－	2.200	0.300	11.000	1.700	1.100	0.600	4.900	0.900
13		浚渫(海岸)	－	－	－	－	4.000	1.000	19.600	3.600	－	－	－	－	2.400	0.900	10.600	1.800	1.100	0.600	6.000	0.900
14		養浜	－	－	－	－	3.300	1.000	14.300	2.800	－	－	－	－	1.900	0.700	9.300	2.400	1.100	0.600	5.200	0.900
15	砂防・地すべり対策	砂防堰堤	5.800	0.500	31.000	4.700	7.000	0.500	42.000	5.000	3.400	0.000	18.600	2.000	4.200	0.400	23.600	4.700	2.000	0.200	12.100	2.000
16		流路	5.200	0.000	27.200	2.500	6.000	0.800	35.000	5.000	3.200	0.300	16.000	2.400	3.900	0.300	19.500	2.900	1.400	0.000	9.300	1.000
17		斜面对策	4.000	0.500	22.000	3.400	6.900	0.000	36.500	3.600	2.700	0.300	13.500	2.000	4.000	0.000	21.700	2.400	1.400	0.300	8.600	1.400
18	道路新設・改築	道路改良	3.800	0.700	22.100	3.100	6.600	0.800	37.400	5.000	3.000	0.000	15.900	1.800	4.200	0.600	24.100	3.900	1.600	0.200	9.600	2.100
19		舗装	3.400	0.000	18.000	1.500	5.500	0.500	29.500	4.500	2.400	0.500	11.500	2.600	3.900	0.000	21.200	2.300	1.300	0.400	8.100	1.300
20		鋼橋上部	5.500	0.700	30.100	3.900	7.800	1.100	43.600	5.600	4.300	0.000	23.800	2.500	5.200	0.600	28.100	4.400	2.500	0.400	12.900	1.700
21		コンクリート橋上部	5.200	0.600	27.700	3.700	7.500	0.600	39.900	5.600	3.700	0.000	20.600	2.300	4.900	0.300	27.700	4.900	3.100	0.600	12.900	2.200
22		橋梁下部	5.500	0.600	27.000	3.000	7.500	1.000	43.000	6.000	3.300	0.000	18.200	2.000	5.000	0.500	28.400	5.700	2.200	0.400	14.100	1.500
23		トンネル (NATM)	－	－	－	－	8.300	1.100	45.100	8.000	－	－	－	－	5.000	0.900	27.700	6.400	2.400	0.000	14.500	1.700
24		コンクリートシェット [*]	3.900	0.000	21.000	1.800	4.900	0.700	27.400	5.000	2.500	0.500	11.600	2.900	3.200	0.500	17.200	4.100	1.700	0.300	8.500	1.300
25		鋼製シェット [*]	3.500	0.600	20.600	3.900	5.400	0.700	28.100	5.400	2.500	0.500	13.500	3.500	3.400	0.500	17.700	4.100	1.400	0.400	6.700	1.900
26		地下横断歩道	－	－	－	－	4.800	0.600	25.600	4.600	－	－	－	－	4.000	0.800	18.500	3.100	2.600	0.400	12.300	2.200
27		地下駐車場	－	－	－	－	6.000	0.000	31.700	3.000	－	－	－	－	3.400	0.500	16.900	3.700	1.300	0.000	7.700	0.900
28	共同溝・電線共同溝	共同溝	－	－	－	－	5.200	0.500	28.000	4.300	－	－	－	－	3.200	0.900	16.000	3.500	1.300	0.000	8.200	1.000
29		電線共同溝	－	－	－	－	5.500	0.500	30.500	7.500	－	－	－	－	3.500	0.500	18.000	2.900	1.400	0.000	8.700	1.000
30		情報ボックス	－	－	－	－	3.300	0.000	17.800	1.500	－	－	－	－	1.800	0.500	9.200	1.300	1.500	0.300	7.000	1.300
31	道路維持・修繕	道路維持	3.900	0.000	20.800	1.800	7.200	0.600	40.000	6.200	2.400	0.500	13.100	3.400	4.200	0.600	24.900	4.100	2.000	0.300	11.700	1.500
32		道路修繕	3.100	0.500	22.500	2.700	7.200	1.100	45.700	6.400	2.500	0.300	15.000	1.700	5.000	0.500	25.700	3.900	2.000	0.300	12.000	1.800
33		橋梁保全工事	5.000	0.000	27.400	2.900	8.000	1.500	49.000	6.000	3.200	0.500	16.200	5.200	5.000	0.300	34.000	3.500	2.300	0.400	13.000	1.700
34		雪寒	－	－	－	－	2.100	0.700	12.500	5.000	－	－	－	－	1.800	0.500	8.900	1.300	0.700	0.000	4.300	0.600

積算技術業務における各種歩掛

各工事の積算技術業務において、1 工事当たりの積算^{注1)}を実施するための各工事区分別の当初設計書及び変更設計書の歩掛とする。

「工事区分 (Lv1)」が2 種類以上設定が必要な工事に関しては、「主たる工事区分」の歩掛を使用するものとする。

注 1) 積算とは、共通仕様書 2 0 0 2 条で定められている以下の内容とする。

- ・工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成。
- ・積算資料作成
- ・積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

パソコン及びプリンタ使用料

別紙ー 2

1) パソコン (CADソフト含む) 1台当たり

円/ヶ月

No	項目	仕様 (以下と同等以上)	使用料 (税抜き)
1	OS	Windows 11	27,961
2	アプリケーション	Microsoft 365	
		JUST PDF 6 [編集Pro]	
		CADソフトウェア (AutoCAD LT Civil Suite 2016 (AUTODESK CALS TOOLS 2016)等)	

2) パソコン (CADソフト含まない) 1台当たり

円/ヶ月

No	項目	仕様 (以下と同等以上)	使用料 (税抜き)
1	OS	Windows 11	21,335
2	アプリケーション	Microsoft 365	
		JUST PDF 6 [編集Pro]	

3) プリンタ 1台当たり (コピー用紙代、トナー代は含まない。)

円/ヶ月

No	項目	仕様	使用料 (税抜き)
1	用紙サイズ等	カラー出力及び最大A3対応	18,818